

地域で安心して暮らしていくために

～ 介護支援専門員による強盗殺人事件について ～

今年4月、和歌山市で介護支援専門員が自分の担当する一人暮らしの高齢者を殺害し、預貯金を奪う事件が起きました。厚生労働省老健局は5月28日、「全国介護保険担当課長会議」を開催し、この事件に触れ、事件の再発を防止するためにも、財産・金銭管理が困難な高齢者に対しては、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を活用するよう、広く関係者に周知するよう説明を行いました。

実際、介護支援専門員だけでなく、ホームヘルパーや民生委員、ボランティアの方等が、高齢者等から預貯金の払戻しや通帳の預かりを頼まれ、やむを得ず行っている場合があります。

介護支援専門員による強盗殺人事件を受けて、和歌山県が県内の居宅介護支援事業所の管理者(283名中280名が回答)と介護支援専門員(725名中702名が回答)に対し調査を行った結果にもその実態があらわれています。

利用者から金銭等の取り扱いを依頼され、受けたことがあると回答した管理者は、19.6%(54人)。相談内容として最も多いのは、「金銭の支払い、振込み」で76件、次に「金銭の預かり」が27件、「通帳の預かり」が22件となっており、合計135件となります。このうち約6割のケースについて「受託した」と回答しています。

また、介護支援専門員が利用者から金銭の預かり等を直接依頼されたケースは7.7%(50人)。そのうち「依頼を引き受けた」という人が最も多く60%(30人)にも及び、「地域福祉権利擁護事業を利用した」はわずか4人、「成年後見制度を利用した」はゼロでした。

和歌山県では、事業者の金銭預かり等を原則禁止し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を利用者に勧めていく考えです。(『月刊 ケアマネジメント』2001年8月号より)

善意による援助はご本人には大変喜ばれますが、周囲の方から誤解されたり、親族間の財産トラブルに巻き込まれる恐れもあります。今後、より一層、地域福祉権利擁護事業の重要性が増してくると思われます。

利用者の理解と援助の視点



「不安を抱えて」……痴呆性高齢者 80代 女性

ご本人は、ホームヘルプサービスやデイサービスを利用しながらアパートで一人暮らしをしていらっしゃいます。アパートの大家がご本人の金銭の出し入れや日常的な見守りを行っていましたが、大家も高齢のため援助が困難になってきました。最近、金銭の保管場所を忘れ、見つからないと「盗まれた」と妄想的な訴えをすることが多くなってきました。痴呆が大分進行してきており、福祉サービスの利用や公的手続きについて第三者の援助が必要な状況でした。このようなことから、地元の社会福祉協議会が基幹的社会福祉協議会に地域福祉権利擁護事業の利用について相談をしました。ご本人も本事業の利用を希望され、基幹的社会福祉協議会の専門員が訪問を重ね、契約を締結しました。

生活支援員は、月1回ご本人宅を訪問し、福祉サービスの利用援助や金融機関での払戻しの代行等を行っています。ご本人は生活支援員に信頼を寄せ、生活支援員の援助によって、安心してアパートでの生活を送っていらっしゃいます。

(プライバシー保護のため一部加筆してあります。)

< 痴呆性高齢者の理解 >

下線部：記憶障害のために、物をしまった場所だけでなく、物をしまったこと自体も忘れてしまい、物（例えば金銭）がなくなった、盗まれたという思い込みが occurs（「物盗られ妄想」）。

< 援助の視点 >

本人のもっている世界と現実世界とのずれへの注目

場所・時間などの認知障害や、新しい事柄や体験を記憶する能力が衰えることによって、現実認識が困難になり、本人の主観的世界で生きようになっています。「物盗られ妄想」や「徘徊」などのように、客観的には不合理と思えるような行動でも本人なりの理由や正当性があることがほとんどです。「なぜ、こういう行動（考え）をするのだろうか」と立ち止まって考えることが大切です。ただし、あまりにも現実世界と本人の構築している主観の世界にギャップがあってかけ離れたままであるときは、本事業における契約締結能力にも当然疑義が生じる可能性がありますので、速やかに専門員の判断を仰いでください。

コミュニケーション（説得ではなく納得）

現実にはないことをそうだ（物を盗られた）と言ったりすることに対しては、現実とは違うんだと否定するよりは、相手にとっての現実にあわせ、盗られた物を一緒に探したり、代替りの物を見せて戻ってきたことを示したりといった対応が必要な場合があります。

（詳しくは、『生活支援員の手引き2～利用者の理解～』をお読みください。)

新潟県地域福祉権利擁護事業 利用状況

(平成11年10月1日～平成13年8月末日)

基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位：人)

区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計	区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計	区分 社協名	相談 継続	契約 締結	相談 終了	計
新潟田市		1		1	小木町				0	広神村			1	1
村上市		2		2	羽茂町				0	守門村				0
豊栄市		2	1	3	赤泊村				0	入広瀬村				0
安田町				0	計	9	13	12	34	湯沢町			1	1
京ヶ瀬村				0	三條市	3	1	2	6	塩沢町	1			1
水原町			1	1	加茂市				0	六日町				0
笹神村			2	2	見附市	1	1		2	大和町				0
豊浦町				0	燕市			1	1	川西町				0
聖籠町				0	岩室村				0	津南町		1		1
加治川村				0	弥彦村		2		2	中里村				0
紫雲寺町				0	分水町		1	1	2	高柳町				0
中条町				0	吉田町		2		2	小国町			1	1
黒川村				0	巻町				0	刈羽村				0
関川村				0	西川町			1	1	西山町				0
荒川村				0	味方村			1	1	計	9	18	15	42
神林村	1			1	潟東村				0	上越市	5	7	12	24
朝日村				0	月潟村				0	糸魚川市	1	1		2
山北町				0	中之口村				0	新井市				0
粟島浦村				0	田上町				0	安塚町				0
計	1	5	4	10	下田村				0	浦川原村				0
新潟市	5	7	6	18	栄町				0	松代町				0
新津市		1	3	4	中之島町				0	松之山町				0
五泉市		2		2	計	4	7	6	17	大島村				0
両津市			1	1	長岡市	4	7	7	18	牧村				0
白根市	1			1	柏崎市		1	3	4	柿崎町	1		1	2
小須戸町	1			1	小千谷市				0	大潟町				0
村松町				0	十日町市	1	2		3	頸城村				0
横越町				0	栃尾市		1		1	吉川町				0
亀田町	1	1	1	3	越路町		2		2	妙高高原町				0
津川町				0	三島町				0	中郷村				0
鹿瀬町				0	与板町				0	妙高村				0
上川村		1		1	和島村				0	板倉町				0
三川村				0	出雲崎町			1	1	清里村				0
相川町				0	寺泊町				0	三和村				0
佐和田町		1		1	山古志村				0	名立町				0
金井町				0	川口町				0	能生町				0
新穂村				0	堀之内町				0	青海町				0
畑野町	1		1	2	小出町	3	4		7	計	7	8	13	28
真野町				0	湯之谷村			1	1	合計	30	51	50	131

相談継続...契約に向け専門員が対応している人数。

契約締結...契約を締結した人数。

相談終了...契約に至らず、専門員による対応を終えた人数。

	利用対象者の 拡大について



～入院・入所者への利用の拡大～

利用対象外だった病院・施設入所者

地域福祉権利擁護事業では、病院や施設へ入院・入所中の痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者について、病院・施設の管理下に置かれることから、これまで対象としてきませんでした。しかし、そのような方にも本事業を必要としている方がおり、病院、施設等から対象とするよう要望を受けていました。

また、本事業の対象者の中には、在宅復帰の見込みのある入院・入所者や、入退院を繰り返している人もいらっしゃいます。このような方に対して、在宅生活のときには本事業を利用し、入院・入所となった場合に契約を終了してしまうことは、利用者への援助の継続性の観点等から適切ではない場合があります。

病院・施設入所者も利用対象に

このようなことから、今後は、本事業の利用者が入院・入所した場合や、入院・入所中の方であっても自立した生活を送るために本事業による支援が必要な方に対しては、病院・施設、親族等関係者と十分に調整・連携を図りながら、できる限り弾力的に利用対象として対応していきます。

新潟県地域福祉権利擁護センター（新潟県社会福祉協議会内）

〒950-8575 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

電話：025-281-5584 FAX：025-282-0548

E-mail：kenriyogo@fukushiniigata.or.jp